

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業として社会的責任を果たしていく上で、継続的事業成長の実現を通して従業員の自己実現を支援し、当社の創造した付加価値を通じお客様をはじめとするすべての関係者に貢献できる「100年企業の創造」を最大の経営目標としております。

そのために、『アバントグループ コーポレート・ガバナンス基本方針』(http://www.avantcorp.com/corporate/final_japanese.pdf)を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における議決権の行使環境の整備】

当社は2017年9月26日に開催された第21期定時株主総会より、議決権の電子行使を可能とする環境を整備しております。招集通知の英訳及び議決権電子行使プラットフォームへの参加については、現在のところ外国人株主が限られていることから、今後、適宜対応を進めて参ります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画の実現性と変更時の説明】

当社では、2017年6ヶ月から2020年6ヶ月までの3年間の中期経営計画を策定し、最終年度に売上高134.3億円、営業利益16.2億円、純利益10億円の実現を目指していましたが、利益につきこの目標を2018年6ヶ月に前倒して達成いたしました。このため、新たに2019年6ヶ月から2023年6ヶ月までの5ヵ年計画として新中期経営計画を策定し、2018年9月に発表いたしました。

中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、毎年見直しを行ってきていますが、この新中期経営計画についても実現性及び変更が生じた際はその変更の背景や内容等について、引き続き決算説明会等で説明を行っていく予定です。

【補充原則4 - 1 - 3 後継者計画の策定】

当社では、最高経営責任者の後継者については重要な経営課題と認識しており、2018年6ヶ月から取締役会にて議論をはじめました。外部コンサルティング会社の知見も併せ取り入れてあり、総合的な後継者計画について、今後も検討を行っていく予定であります。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

当社は現在の規模、陣容を踏まえ、独立した諮問委員会を設置しておりません。取締役会は取締役4名中、半数の2名が独立社外取締役の構成であり、取締役会では独立社外取締役の活発な発言や必要に応じた助言を得ております。独立性・客觀性ある手続きは適切になされているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】(Comply)

当社には、いわゆる政策保有株式はありません。

政策保有株式は、企業間取引の維持・強化を目的としたものになりますが、もし取得する場合は、そのリスクとリターンにつき財務担当取締役より取締役会に定期的に報告を行い、「資金運用規程」他に従って取締役会による承認が必要になります。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使については当社と投資先企業双方の企業価値向上に沿っているか否かを基本的な判断基準としています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】(Comply)

当社では、取締役の競業取引や利益相反取引は、取締役会での審議・決議を諮ることとしています。

また、年度末に各取締役・監査役・執行役員に対し、関連当事者との取引に関するアンケートを実施し、会社や株主共同の利益を害していないか確認しています。関連当事者間の取引はありません。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】(Comply)

当社では、企業年金制度を保有しておりませんが、制度を導入する場合には、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮いたします。

【原則3 - 1 情報開示の充実】(Comply)

()経営理念については、当社のホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等に記載しています。

()本コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスの基本方針及びコーポレートガバナンスに関する報告書を当社のホームページにて開示しています。

()役員の報酬等を決定するにあたっては、当社の企業価値向上への貢献の対価として有効に機能させることを基本方針としています。株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、役職、在任期間中の業績と成果等を勘案してその配分を決定しています。

()経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、企業価値向上を担う人格、職歴・能力、幅広い見識等を備えているかを考慮し、また、当社の事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかも勘案し、最も適任と考えられる人物を取締役会決議により選定しています。

加えて、社外取締役については、中立かつ公正な客觀的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせるかということも考慮しています。

()社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】(Comply)

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会やその意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員制度等により、経営の意思決定・監督と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

また、アバントの取締役ないし主要なメンバーが各事業子会社の取締役会に出席し、経営状況を認識しており、その結果はアバントの取締役会に報告されています。当社のコーポレートガバナンス体制は以下のホームページに開示しています。

(当社のコーポレートガバナンス体制:<https://www.avantcorp.com/corporate/governance.html>)

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務】(Comply)

取締役会は、業務執行を担う取締役・執行役員からの提案を隨時受け付け、当該提案が経営理念や単年の事業計画及び中期経営計画等に沿うものであることを多角的かつ十分に検討を行うとともに、取締役会で承認された提案は、各事業分野の担当取締役・執行役員が中心となって実行します。

その円滑な実行のために、取締役会は、人事・財務その他必要な支援を行います。

また、当社の役員報酬については、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定していますが、今後は、より中期的な会社の業績やリスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを促すべく、2018年9月19日の第22期定期株主総会で「取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」を第4号議案として上程し、承認可決された結果、当該制度を導入いたしました。

【補充原則4 - 2 - 1 持続的成長に向けた健全な経営陣の報酬】(Comply)

当社の役員報酬については、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定しております。基本報酬については、役職、職責等に基づいて決定し、賞与については各期の業績を主眼として決定しています。原則4 - 2で上述した通り、2018年9月19日の第22期定期株主総会で「取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」を第4号議案として上程し、承認可決された結果、いわゆるPSU(業績／株価条件付株式交付信託)制度を導入いたしました。

これは2017年のコーポレートガバナンス報告書で「今後はより中期的な会社の業績を反映させるべく、自社株式による報酬等の導入と共に、現金報酬と自社株報酬の割合も含めて検討して参ります」との記述に呼応するものであります。

【補充原則4 - 8 - 2 独立社外取締役の有効な活用】(Comply)

2017年のコーポレートガバナンス報告書で「なお、今後は、『筆頭独立社外取締役』の選定も検討します」としておりますことを踏まえ、2018年5月23日の定例取締役会で福谷尚久氏を筆頭独立社外取締役に選任いたしました。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】(Comply)

独立社外取締役については、会社法金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断により協議し決定しています。なお、取締役会において、社外取締役は客観的・中立的な見地から積極的に意見・助言を行っており、建設的な検討に十分貢献しています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方】(Comply)

当社の取締役会は、企業価値の向上を目的として、法律、会計、税務、コーポレートファイナンス等の多様かつ専門的な知見を有している者及び経営者としての経験・知見を有している者等で構成されており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスは十分に考慮されています。なお、社外取締役・社外監査役の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役会の兼務】(Comply)

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等において毎年開示しています。他社との兼任については、当社の取締役及び監査役としての業務執行に全く支障がないことを確認し選任しています。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び結果の開示】(Comply)

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、15項目の自己評価・分析を2016年12月16日に実施しております。

今回の自己評価・分析につきましては、第三者機関を起用し、提案を受けた88項目の離型の中から、当社に最も関係の深い33項目を抽出し、以下の方法で行いました。

2018年6月に取締役会の全構成員である4名の取締役・3名の監査役及び1名の顧問を対象にアンケートを電子送付いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。2018年8月のリスク・コンプライアンス委員会において、外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえでの分析・議論・評価を行いました。

アンケートの回答から、社外取締役を含めたボードが談論風発、自由闊達な議論の場になっており、十分な審議が行われている等、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。

一方でタイムリーな資料の提示に不断の努力が求められるなどの意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。

今後、当社の取締役会では、この実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めて参ります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】(Comply)

当社は、取締役及び監査役候補者の選任にあたっては、人格、経験、専門性及び広い見識等を備えているかを考慮し、また当社グループの事業内容に関する経験・知識を有することを重視しています。

その職務遂行に必要な知識を獲得できるよう、弁護士によるコンプライアンス教育等のトレーニングを行っています。なお、トレーニングの方針については、当社ホームページ上に開示している「コーポレート・ガバナンス基本方針」に規定しています。

(https://www.avantcorp.com/corporate/final_japanese.pdf)

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】(Comply)

当社は、株主と積極的な対話をを行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが当社の持続的な企業価値向上に資すると認識しています。そのため財務担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るために、株主や投資家との対話の場を設けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森川 徹治	4,882,000	26.00
アバント従業員持株会	1,898,600	10.11
野城 剛	934,400	4.98
株式会社オーピックビジネスコンサルタント	800,000	4.26
ピー・シー・エー株式会社	778,400	4.15
株式会社光通信	423,000	2.25
UBS AG SINGAPORE(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	378,400	2.02
FCP SEXTANT GRAND LARGE (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	365,100	1.94
鈴木 邦男	321,000	1.71
小峰 俊之	256,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
福谷 尚久	他の会社の出身者										
ジョルジュ ウジュー	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福谷 尚久		同氏がかつてマネージングディレクターとして勤務されておりましたGCA㈱にて、当社グループ子会社であるインターネットディスクロージャー社が提供する会計/監査/税務に関する法規/通達/委員会報告等の情報検索サービスを利用いただいていた取引実績がありますが、極めて軽微な取引であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	長年にわたるファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識とともに自らも経営に関する経験があり、当社のグループ経営全般に有用な助言をいただけるほか、経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しており、当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。

ジョルジュ ウジュー	同氏が代表を務めるガリレオ・グローバル・アドバイザーズ社と当社は、現在取引ではなく、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	長年にわたるファイナンス及び証券市場に関する豊富な経験と幅広い見識とともに自らも経営に関する経験があり、当社のグループ経営全般に有用な助言をいただけるほか、経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しており、当社との間に特別な利害関係はない、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。
------------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、決算会計監査報告会に出席し、監査法人から報告を受けるとともに、聴取・討議の機会を設け、相互に業務・財務における内部統制の状況について確認をおこなうことにより連携を図っております。

監査役と内部監査担当者は、業務監査の連携を取り、効率的な監査に努めているほか、相互に聴取・討議の機会を設け、経営と業務執行の状況が適正かつ効率的であることを確認をおこなうことにより、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
鈴木 邦男	他の会社の出身者												
小林 正憲	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 邦男		有限会社ケイ・エス・マネジメント代表取締役	日本アイ・ビー・エム株式会社で理事を務められ、IT・情報分野、業界について豊富な経験と経営についての見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで、経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。
小林 正憲		小林法律会計事務所	弁護士及び公認会計士の資格を持ち、会社の財務・法務に精通しており、これまで多くの専門的な経験により会計・経営に携わられており、法律・会計専門家の立場から経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績責任を明確にすることを目的として業績連動型報酬制度を導入しており、事業計画の達成度合いに応じて、連結損益計算書における利益を基準とした業績連動の役員賞与を支給することとしております。2018年9月19日開催の第22期定時株主総会で業績連動型株式報酬制度を導入しました。これは経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、金銭ではなく株式による報酬、業績に連動した報酬の柔軟な活用を可能にする仕組みです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年6月期における取締役及び監査役に対する役員報酬の内容については次のとおりです。

取締役に支払った報酬 153百万円

監査役に支払った報酬 15百万円

(うち社外役員33百万円)

なお、上記のうち2018年6月期における業績連動賞与につきましては48百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された固定枠と変動枠(業績連動賞与)の限度額において、各取締役の職責に応じた報酬と、役位に応じた報酬及び会社業績における成果に連動して算定する報酬とを組合せて算定することを基本としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外役員(取締役・監査役)を補佐する専従者はおりませんが、連絡を含む事務・その他職務の補助については、管理部門担当者が行っております。

社外取締役への連絡は、事務補助担当者より、また、社外監査役への連絡は、常勤監査役又は事務補助担当者より取締役会議案資料等の必要事項について、可能な限り事前の説明、案内等による情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新]

(1) 業務執行

1) 取締役会

当社の取締役会は現在、取締役4名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)により、原則として、毎月第3月曜日の翌々営業日に定期取締役会を開催し、必要な議案等がある場合には、随時臨時取締役会を開催して、経営上の重要な意思決定を行っております。

2) 執行役員制度や子会社の取締役会等を通じたコーポレートガバナンス体制

当社は、当社執行役員をグループ各社の代表者に指名し、業務の執行状況の報告と共に重要な経営課題に関する討議を行っており、重要事項については取締役会に諮っております。また、グループ各社では、月次もしくは隔週で経営会議・本部長会議を開催しており、各社の業務の執行状況の報告や重要な経営課題に関する討議を行い、重要事項については権限に応じて各社の取締役会もしくは親会社の取締役会にて意思決定を行っております。

(2) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか取締役から事業の業務執行状況の報告を聴取、重要な決裁書類等の閲覧、各部門における業務及び財産の状況の調査をおこなうとともに、決算期においては会計監査の結果を受け、事業報告・計算書類及び附属明細書につき検討を加えたうえで監査報告書を作成しております。

また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、財務数値の正確性の担保及び適正な財務報告の体制整備による情報開示の強化に努めています。

(3)取締役及び監査役報酬の決定に関する方針

1)取締役報酬

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された固定枠と変動枠(業績連動賞与)の限度額において、各取締役の職責と役位に応じた報酬及び会社業績における成果に連動して算定する報酬とを組合せて算定することを基本としております。

2)監査役報酬

監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2013年10月1日付でグループ事業会社の成長を支えるビジネスサポート機能をもつ持株会社として発足し、連結経営によるグループの発展を目指しております。グループ事業会社は、業務と組織に精通している取締役が、意思決定・業務執行を迅速に行い、当社は各社へのガバナンスとコントロール機能を担い、グループ各社の機能並びに権限と責任を明確化する組織体制を目指しております。

このため、社外取締役を選任し当社取締役会は経営機能に特化していくとともに、公正・中立の立場からグループのガバナンス、コントロールの状況を客観的に判断し、意思決定とその過程の透明性を確保できる体制を構築し、取締役会の監督機能を強化することとしております。

また、常勤監査役の監査のほか、2名の社外監査役による監査により、経営監視体制の客觀性・中立性は十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として開催日の3週間前発送を心掛けております。今回は株主数が急増し会場を変更した等の要因で開催日の2週間前発送になりました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日について信託銀行と確認の上、集中日を避けるべく開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2017年9月26日開催の第21期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を可能と致しました。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主が限られることから、今後、適宜提供を行って参ります。
その他	株主総会の説明事項について、スライド表示しながら議事進行等の運営の工夫を行うことを継続しており、今後より一層の運営の改善に取り組み、株主総会の活性化及び議決権の行使の円滑化に努めたいと考えております。 また、当社ホームページに招集通知を掲載し、株主総会への出席及び議決権の行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP(IRページ)に「情報開示方針」としてディスクロージャーポリシーの公表を行なっております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	時期は不定期となっていますが、年に10回程度の頻度で個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算公表後の年1回、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2017年6月期に初めて海外投資家向けの説明会を開催しました。海外投資家向けの情報発信は継続的に強化して参りますが、説明会の定期開催については現時点では、予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社HP上にIRサイトをオープンし、適時開示資料のほか、決算説明資料・財務報告書等を四半期毎に掲載しているほか、決算説明会の様子をビデオ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営管理室がIRを担当しており、各関連部門の担当者が連携・協力して実施しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>情報の取扱いについて注意を促し、情報漏洩やインサイダー取引を未然に防止することを目的として「インサイダー情報管理規程」を制定しております。</p> <p>また、「AVANT行動基準」を制定して、コンプライアンスの基本方針を定め、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」により、コンプライアンスならびにリスクマネジメントの徹底を図っております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	2017年6月期より、メセナ活動の一環として、東京国立近代美術館の法人向けプログラムである、「MOMAT支援サークル」に参加し、当美術館の活動を応援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	'情報開示方針'を作成し、当社HP(IRページ)で公表しております。 (https://www.avantcorp.com/ir/policy/disclosure.html)
その他	AVANT行動基準にもとづき、透明性の高い組織を志向し、徹底した顧客志向により常に新たな価値創造に取り組み、自らの成長を楽しむことを通じて、当社グループ事業に係わるすべてのステークホルダーを尊重した活動・行動に取組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社会の公器として会社組織・活動の責任を果たし、事業の成長性と会社組織の継続的・効率的な運営を目的として、当社は株主総会を会社の最高機関とし、次のとおりの機関設計及び内部統制システムを構築しております。

取締役会を設置し、代表取締役を選定することによる、的確な意思決定と迅速な業務執行。

監査役会を設置し、監査役による経営の健全性の向上及び監視・監督機能の強化。

(常勤監査役の業務監査機能、社外監査役の取締役監視、意思決定監督機能)

会計監査人を設置し、会計監査による財務報告及び内部統制の適正性の確保と開示・情報提供機能の向上。

社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会による法令・諸規則の遵守、浸透ならびに重要なリスクへの対応。

なお、以下のとおり内部統制システム整備に関する基本方針を取締役会で決議しております。

1. 取締役のコンプライアンス体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)取締役は、「AVANT行動基準」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を遵守し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、適切に業務を執行します。

2)取締役は、業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。

3)取締役は、企業倫理・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で審議・検討するとともに、速やかに監査役へ報告するものとします。

4)監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。

5)外部の顧問弁護士を窓口とするホットラインを設置いたしました。

(2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督します。

2)取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行います。

3)経営方針・事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進します。

4)経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、取締役の任期は1年としています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、担当部門が適切に保存及び管理します。

2. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)当社は、業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を実施します。

2)当社は、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理します。

なお、コンプライアンスの徹底には、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

また、情報資産の管理は情報セキュリティ委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

3)当社は、業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとします。

(2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)従業員は、「AVANT行動基準」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を遵守し、法令・定款及び社内諸規則等に則り、業務を行います。

2)当社は、従業員のコンプライアンス意識を高め社会的責任ある行動を推進するため、社内諸規程の整備をすすめるほか、社長の指示による内部監査を実施します。

3)従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、内部通報制度の一環として、外部の顧問弁護士を窓口としたコンプライアンス・ホットラインに報告又は相談を行います。

4)取締役は、監査役から従業員のコンプライアンス体制、内部通報制度についての意見及び改善の要求があった場合には、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、速やかに対応又は改善を図ります。

(3) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)当社子会社は、当社の経営方針並びに「AVANT行動基準」を共有し、遵守することによってグループの企業価値向上に貢献します。

2)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進していきます。

3)当社は、グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、執行役員である子会社の事業責任者を適宜取締役会に招聘します。

4)当社子会社は、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役等の職務執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制としています。

5)当社子会社は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、当社のグループ総務室が開催状況を確認します。

6)当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社子会社従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインに報告又は相談を行います。

7)子会社の法令違反その他コンプライアンスに係る問題については、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会にて審議します。

8)当社子会社の業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理と当社への報告により、リスクの未然防止を実施します。

9)当社子会社の業務の適正については、内部監査室により定期的に内部監査を行い、その結果を当社取締役及び監査役に報告を行うことで必要な管理を行います。

(4)財務報告の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の指揮のもと財務報告の適法及び適正を確保するための整備をおこない、運用体制を構築し、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立的評価を定期的に実施するとともに会計監査人による監査を受けます。

(5)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「AVANT行動基準」において、反社会的勢力の排除並びに反社会的行為の禁止を宣言し、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本的な考え方としております。

なお、平素からの情報収集に努めるほか、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等の専門家と緊密に連絡を取り、組織的に速やかに対処することとしております。

3.監査役監査に関する体制

(1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

1)当社は、監査役の職務を補助する従業員を置いておりませんが、取締役会は、監査役の要請に基づいて協議を行い、当該従業員を任命、配置することができることとします。

2)監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の職務の補助者に任命された従業員の指揮・命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取して行います。

(2)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等に出席し業務の状況について報告を受けており、必要に応じて、その他の会議・委員会に出席又は議事録の閲覧が可能な体制となっております。

2)監査役は、取締役及び従業員に対し定期又は隨時に監査役に事業及び業務の報告を求めることができることとなっております。

(3)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社のコンプライアンス・リスクマネジメント規程に定める通報者の保護規定に従い、不利な扱いを受けない旨を規定・施行しております。

(4)監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の処理については当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(5)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査役は、代表取締役社長との意思の疎通及び意見交換のための会合を実施することが可能な体制となっております。

2)会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携しながら必要に応じて調査及び報告を求めることが可能な体制となっております。

4.業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初より内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に調査内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めています。また、「AVANT行動基準」の浸透をより高める取り組みを行い、全社員のコンプライアンス意識の浸透に努めると共に、コンプライアンス・リスクマネジメント責任者及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会主導の下で重要なリスクへの対応を図る体制としております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への排除に関しては、内部統制システムに関する基本方針で定めるほか、次のとおり体制の整備に努めていくこととしています。

(1)「AVANT行動基準」の中で反社会的勢力の排除、及び反社会的行為の禁止を宣言しております。

また、役員・従業員から毎年「行動基準・秘密情報の管理について」に関する誓約書を受領しており、反社会的勢力の排除を含むコンプライアンスの遵守に関して周知確認を実施しております。

(2)グループ総務室を担当部署として、不当要求防止責任者の選任しており、反社会的勢力の排除に対して所轄警察との連携、暴力団追放運動推進都民センターの活用・情報収集等を行うこととしております。また、取引先については基本契約締結時に反社会的勢力に関する確認を行い、反社会的勢力の排除に関する周知・徹底および対応強化に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

(1)会社情報の適時開示に係る基本方針

会社情報の適時開示は、当社が社会的責任を果たすうえで、広く当社を理解してもらうことのできる唯一の手段であり、当社利害関係者への調整、およびコーポレートガバナンスの形成を担う重要な機能であると認識しており、その情報の取扱いについては、適時・適切、公平に提供していくこととしております。

(2)適時開示に係る社内体制の状況

当社の業務等に関する重要事実は、情報取扱責任者である担当役員により管理され、担当部門であるグループ経営管理室において適時開示業務が行われてあり、適時開示体制の強化・整備に努めています。

なお、当社はお客様の決算情報を取扱うことから証券取引法に関する法令、証券取引所の諸規則及び社内の「インサイダー情報管理規程」の周知・徹底に努め、社内教育のカリキュラムとして研修を実施しております。

また、情報管理の社会的な情勢と影響に鑑みて、情報セキュリティ委員会を設置し、現在、セキュリティポリシーと関連書規則の策定を行っており、全社的な情報管理体制の強化を図っております。

(3)適時開示の流れ

業務等に関する重要な事項は、各会議体及び報告で周知共有されており、適時開示対象事項については、情報取扱責任者の管理の下、所定の開示手続きを実施することとしております。

緊急を要する発生事項やその他重要な事項の決定や決算に関する情報については、情報管理責任者へ情報が集約され、内容を精査・確認し、適時開示の対象となる事項と判断される情報については、所定の開示手続きの後、リリースの配信・当社ホームページへの掲載などの方法で開示することとしております。

(4)適時開示体制の監視状況

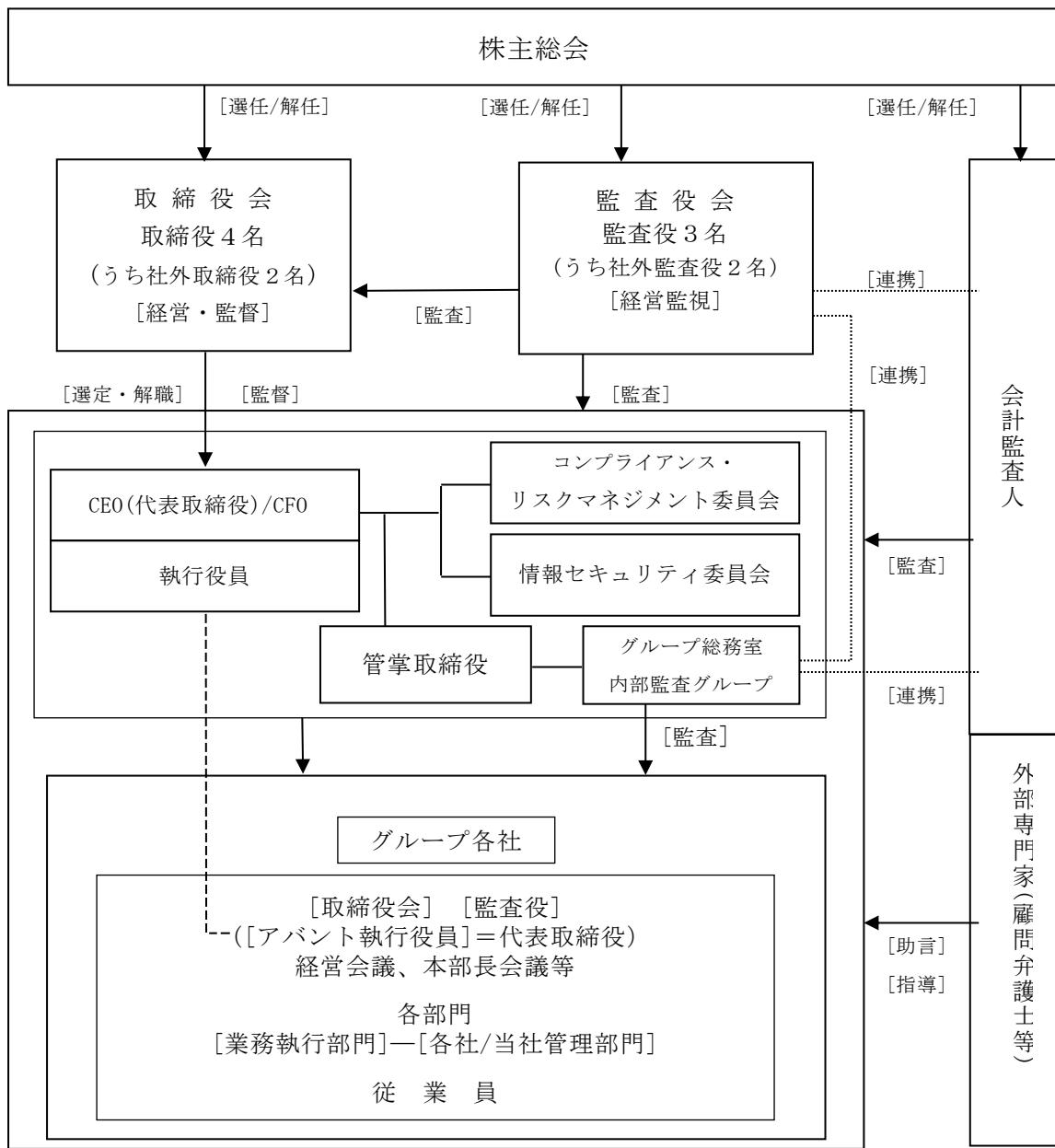
1) 監査役

取締役会その他重要な会議に出席しており、会社情報に係る重要な発生事項の報告、決定事項の状況について監査しているほか、決算情報と財政状態の確認を含め、総合的に適時開示に係る社内体制の運用状況を監視しております。

2) 適時開示に係る取締役会

当社では、決算情報ほか適時開示に該当する事項に関しては公認会計士を含む取締役・監査役により取締役会において、決議する適時開示書類及び有価証券報告書の作成の適正性について確認を行っております。

[コーポレート・ガバナンス体制の概要]



[適時開示体制の概要]

